

国立高等専門学校法人化について（中間報告）の概要

平成15年2月5日
今後の国立高等専門学校の
在り方に関する検討会

1. 高等専門学校の目的・役割と現状

(1) 高等専門学校の目的と役割

ものづくりの現場を支え、かつ新しい技術を創造し、発展させる人材育成を行う高等教育機関である。

実践的技術者の計画的養成は、国の責務であり、今後とも高等専門学校の充実、発展を図ることが必要である。

(2) 高等専門学校の現状

工学及び商船学の学問分野を中心に構成されている小規模な学校種である。

多様な進路を提供するとともに、ものづくり基盤技術を支える人材を継続的に輩出している。

産学連携についても教育・研究両面においてきめ細かな取組を推進している。

小規模なために解消されにくい課題も依然多い。

2. 法人化の意義・期待される効果

高等専門学校を法人化することについては、高等専門学校の個性化、活性化、教育研究の高度化という観点から、意義・期待される効果は極めて大きい。

・組織、予算、人事など高等専門学校の裁量を拡大し、組織運営面での個性化を推進。

・民間的発想の経営手法の導入など高等専門学校の活性化を推進。

・ものづくりの現場感覚を身につけ、創造力を涵養する教育を行う高等専門学校の教育研究の高度化を推進。

3. 法人化の制度設計

(1) 基本的な考え方

国立大学との対比を踏まえつつ、高等専門学校の特性を生かした制度設計を検討する必要がある。

(2) 法人の単位

我が国の技術者教育の発展に資するという観点から、高等専門学校の特性を踏まえ、法人化によるメリットを十分に享受し、各高等専門学校が連合して諸課題に取り組むため、55の国立高等専門学校が1つの法人格にまとまる。

(3) 根拠法等

大学と異なる特性があることを踏まえ、「独立行政法人通則法」及び「個別法」とすることが適当である。

名称は「独立行政法人国立高等専門学校機構（仮称）」が考えられる。

(4) 各高等専門学校の位置づけ等

1法人の下に設置される国立高等専門学校は、それぞれ学校教育法上の独立した学校として設置する。

国立高等専門学校の設置等は、法令で規定。学科の配置も国による一定の関与が求められる。

(5) 役員及び運営組織

役員の構成は、独立行政法人通則法の枠組みによる。

法人化のメリットを最大限引き出す観点から、法人本部を設置し、法人の事務全般及び全国立高等専門学校が一体となって取り組むべき課題に関する企画調整を行うことを検討する。

(6) 職員の身分等

法人化のメリットを最大限活用し、教職員の能力を十分発揮させるため、「非公務員型」とすることが適当である。

国立大学法人（仮称）等との人事交流も積極的に進める必要がある。

(7) 目標・評価

中期目標・計画については、各国立高等専門学校の個性化・活性化・高度化が一層進むような観点から法人運営がなされるよう十分配慮。期間は5年とする。

評価については、独立行政法人評価委員会が法人運営全体に対して総合的な評価を実施する。

(8) 財務会計

運営費交付金の算定については、国立高等専門学校の財政構造の現状を考慮し、教育研究活動の状況等を踏まえた適切な算定方法を検討し、所要の財源措置を行う。